

官民競争入札等監理委員会  
第278回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第278回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和4年4月18日（月）14:02～14:59

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について  
○日本年金機構／国民年金保険料収納事業
3. 評価（案）について  
○財務省／「西ヶ原研修合同庁舎」の管理・運營業務
4. 企画小委員会における審議の状況について
5. 「公共サービス改革基本方針（原案）」について
6. 閉 会

<出席者>

（委 員）

浅羽委員長、古笛委員長代理、石上委員、石田委員、小尾委員、関野委員、辻委員、  
中川委員、野口委員、古尾谷委員、前田委員

（事務局）

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○浅羽委員長 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、第278回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり、2から5まで御議論いただきます。

それでは、議事次第2の実施要項（案）について御審議をいただきたいと思います。実施要項（案）につきましても、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。本日は、小委員会Cの1件、日本年金機構／国民年金保険料収納事業につきまして、主査の中川委員より説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○中川委員 中川眞弓でございます。国民年金保険料収納事業の実施要項（案）について、審議結果報告に従い御説明いたします。本事業は、日本年金機構が実施する国民年金保険料収納事業に関するものです。

資料1-1を御覧いただきますとおり、機構が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、保険料を納付期限内に納付しない者に対する納付督促業務、免除等申請勧奨及び実施状況報告業務を行うものです。事業期間は令和5年5月から令和8年4月までの3年間、公共サービス改革法第33条、国民年金法の特例に基づいた事業でございます。

資料1-1、1ページの2にありますように、本年1月に審議した事業評価では、前期が受託事業者の決定に当たり、18地区のうち、10地区において1者応札となった点について課題が認められ、新規業者の参入を促進するための督促手法を検討することといたしました。これを受け、次期事業では個別訪問業務を除き、電話督促と文書督促の内容にて入札を実施したいということでございます。

機構では、次期事業実施に当たりRFIを実施した結果、複数者から現行の業務内容では対応が困難との意見があり、検討を行った結果、現行事業と同様の業務内容とした場合、現行事業者以外の応札が見込めず、中長期的な事業継続性を確保することが困難であるという判断に至ったということです。

また、今回の実施要項（案）では、3. その他の修正変更についてのとおり、入札単位の見直し、情報授受方法の変更、訪問により電話番号整備に関わる成功報酬の廃止、達成目標等の見直しについての協議に関わる追記の4点の変更をしております。

次に、小委員会において議論になりましたところは、4. 実施要項（案）の審議結果でございますとおり、実施要項（案）の修正を求めるものではないものの、以下5点の議論がございました。①入札単位変更のメリットや更なる地区の統合の検討について、②RFIの際の周知方法や回答事業者数について、③機構による訪問業務実施やその経費について、④通信ネットワークを利用した情報の授受について、⑤訪問業務を除いた際の提案書の評価項目の検討や事業者の納付獲得率の考え方について、といった質疑がございました。

特に②のRFIの際の周知方法や回答事業者数について、複数の委員からの意見表明があり、入札に際しては、今回の委託業務の中には訪問業務がない点を広く周知するよう求めております。

最後に、パブリックコメントの対応ですが、実施要項（案）を用いた情報提供依頼の形

で行い、8社から計29件の意見が寄せられ、必要な修正を行ったことを御報告いただき、小委員会として了としたところです。

御報告は以上となります。

○浅羽委員長 中川委員、ありがとうございました。ただいま説明がありました内容につきまして、意見・質問のある委員は御発言をお願いいたします。

○石上委員 よろしいですか。

○浅羽委員長 石上委員、お願いします。

○石上委員 すみません、ちょっと質問なんですけれども、これ今、訪問業務を、これによると機構が実施するという事になっているんですが、現在、民間でやられている訪問業務に携わっている人数とか経費とかというのは分かっているのでしょうか。

○事務局 事務局でございます。御質問ありがとうございます。機構から聴取しておりますところ、小委員会でも機構で触れておりましたけれども、訪問事業の従事者がおよそ600人程度いることを把握しているというところでございます。

実施経費につきましては、具体的な数字は提示していただいているもの、今回、機構で行うに当たっては、これまで行っていた経費の範囲内で実施をさせていただきたいということで、小委員会にて報告がされているところでございます。

○石上委員 ありがとうございます。ちょっと疑問に思ったのは、この職員というのがどういう形なのかが分からない中で、経費が今の経費内に収まるという言い方にどれだけ確信があるんだろうかと思いました。体制も人数も分かっていない中で収めるんだと。実際の業務の目標みたいのは決まっていると思うんです。納付率8割を目指していくんだということは、様々な委員会なり審議会の中で機構は発言されているので、そこに向かっていくときにどういう体制が必要なのかという意味でいうと、この段階で、今の経費を超えないという言い方が本当に正しいのかどうかというのは、非常にちょっと疑問を持ちました。

○中川委員 ありがとうございます。その点、小委員会の中でもやはり議論になりまして、一応年金機構からの回答としては、機構として職員等の体制を整備して、業務を経費の範囲内で実施できるように整理したいということでは、一応御回答をいただいております。

○石上委員 よく分かりました。

○浅羽委員長 ほかの委員の方、いかがですか。

それでは、古尾谷委員、お願いします。

○古尾谷委員 古尾谷です。2ページの4の実施要項の審議結果についてということで、入札単位の変更のメリットや、さらなる地区の統合の検討についてという、各委員から論点が出されております。18地区を16地区に変更することによるメリットということですので。この18地区から16地区に変更するに当たって、私どもは、例えば水道料金を民間事業者に徴収を委託するなどの際に必ず言われるのが、要するに仕事のロットがどのくらいあるんですかということですので。

仕事はあるんですかということ。採算点がありますので、そういう面で言うと、ちよっ

と分からないんです。18から16地区に変更することによって、大体東京や大阪ということで、大都市なのかもしれませんが、大体そういう受注する方々、事業者の採算点を考慮しながら、こういう委託は一定程度なされていくと思いますので、そうした点について基準があるのか。

要するに18から16については、いたずらな拡大ではなくて、一定程度質も担保しながら、この程度なら事業者もやっていけるという1つの考え方が機構のほうにおありになってやっているんだと思いますので、その基準についてちょっとお知らせいただければ、より分かりやすくなると思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。事務局でございます。地区の統合に関しましては、大阪府と東京都、まず、ここを統合ということなんですけれども、これまで訪問員をたくさん雇わなければいけない地区、都市部で未納者が多く存在しているということで、大阪と東京については2地区に区切ってございました。

今回、訪問業務を行わないということになりますと、いわゆる文書督促、お手紙発送とお電話による納付のお願いということになりますので、これは各地に拠点を置く必要がなくなってくる。訪問員の確保が必要なくなってくるということで、大阪と東京を1つの地区にまとめて、業者の方にも管理をしやすくするとか、そういった点、メリットのほうも考えられるということで、まず2地区を統合して、今回16地区で入札を行いたいということ、報告いただいております。

○浅羽委員長 古尾谷委員、追加でございますか。

○古尾谷委員 分かりました。訪問員の問題ということで、逆に言うと、私ども、よくある例は、例えば、横浜市の水道料金の徴収なんかを受け持って、メーターの検査等をやっております。そういう例もあります。

通常、そういう方々は1つの業務をやって、それだけで専任で、例えば今回の場合、訪問して指導するというだけではなくて、ほかの業務も当然民間企業ですから、やっているんです。そういう中で、逆に言うと、東京、横浜での例は、訪問という業務自体が非常に過重な負担を強いていたという認識があったということですね。

○事務局 お見込みのとおりでございます。

○古尾谷委員 承知いたしました。

○浅羽委員長 ほかに御意見・御質問等、いかがでしょうか。

先ほど小尾委員が。小尾委員、よろしくお願いたします。

○小尾委員 すみません、御説明ありがとうございます。RFIをやって、33社にRFIを実施というふうになっているんですが、そもそも今までの契約の推移を見ると、最大でも14社ぐらいしか、説明会というか、仕様書を取ってきていないようなんですが、この33社ってどういう基準で選ばれたとかはお分かりでしょうか。

○事務局 事務局でございます。ありがとうございます。こちら、機構の調達部のほうで把握をしております。機構の委託業務については、本業務以外で、過去様々あったもので

すから、まずA等級の事業者に限っています。その中で、機構の調達部が管理しておりますA等級の事業者の中で、本業務を委託できるのではなかろうかと思われる、いわゆるコンタクトセンターをお持ちの事業者ですとか、督励システム等を開発できそうな事業者、こういったところを含め33社、RFIを行っているということで聴取しております。

○小尾委員 分かりました。そういうことであれば、検討してきた事業者の数が少ないというよりは、どちらかというところ、これに興味を持っている事業者が8社ぐらいしかないという、そういう状況なんですか。声をかけた、自らがRFIに応募してきたのが33社あったわけではない状況であるのであれば、できるだけこれに興味を持ちそうなところにポイントを絞って、RFIを実施するみたいなことをしたほうが、あまり幅広く声をかけても、もともと興味がないところに声かけても、何も応答してこないと思います。

ですので、できるだけ規模感とか、あと実際にこういう業務を今までやった経験があって、興味を持ちそうというところをピンポイントで声をかけて、お願いをするということをしたほうが、恐らくいいレスポンスが得られそうな気がしますので、そこら辺、今後どうか、気をつけてやっていただければなというふうに思います。

○浅羽委員長 ほかに。前田委員、お願いします。

○前田委員 ありがとうございます。先ほど議論があった点に関連するんですけども、今回、御説明によれば、結局訪問を含めると事業者の参入が少ないと。応札者を増やすために、その部分は機構のほうでやると。こういうことなんですが、先ほど御議論があったように、これまでの経費の範囲内でやるように努力するということなんですけれども。

これ、仮にやっぱり相当経費がかかるよとなった場合に、本当にこの機構に移したことがいいのかどうかという議論にもなると思うんです。その際には、応募者が少なくても、多少随契約であっても民間に任せるという方向に戻し得るということが前提となっているか、あるいは、ちょっと議論はされていたんですけども、なかなかそこは難しいので、訪問自体についての是非を検討すると、そっちのほうに議論が行くのか、あるいは、経費がかかってもしょうがないので、ずっと機構でやり続けるということなのか、その辺り、何かもし議論があったら教えていただきたい。

結局、ただ経費がかかり過ぎるとなると、無理に参入者を増やすためにそうしたということだけで、元も子もないんじゃないかという気もするんですけども。

○事務局 ありがとうございます。事務局でございます。こちらの訪問業務なんですけど、応札者がなかなか見込めないという一方、機構といたしましては、無年金者ですとか、低年金者、これを解消するため、主に免除申請というものを訪問で勧奨して、場合によってはそこでお預かりするですとか、提出を促すということを行っています。

重要な施策として、無年金者、低年金者解消のための業務として、ここはなくすということは考えていないと。重要なものがございますので、責任を持って機構のほうで行わせていただきたい。もちろん、この後、もし民間に戻すといった議論になったときに、戻すことが大変難しいということも機構のほうでは承知しているということで、小委員会のほ

うで、やはり委員の方から御指摘いただきまして、そういった回答がされているところでございます。

○前田委員 ということは、ある程度経費がかかっても、これからは機構でやり続けるということですか。結局、全体の経費が膨らむということになってしまったということですか。

○事務局 ありがとうございます。その点につきましては、小委員会の中で、機構のほうは何とかこれまで委託してきた経費の範囲内で頑張りたいということで、発言のほうがあったところでございます。

○浅羽委員長 ほかに御意見・御質問等、いかがでしょうか。

○前田委員 ちょっといいですか。逆に言うと、訪問業務というのは、そもそも民間への委託は難しい業務であったというふうにも考えられるんですかね。頑張られるのは分かりますけれども。今議論してもしょうがないですけれども、将来、経費がかかってもやり続けるということであれば、そのように考え得るということなんでしょうか。とは、答えられないかもしれませんが。

○浅羽委員長 関野委員、いかがですか。

○関野委員 すみません、全く関係ない質問でよろしいでしょうか。今の、ちょっと重要な問題だと思うんですけれども、訪問を金がかかってもやり続けるのかどうかという。それと違う質問でよろしければ、しますけれども。電話と文書だけにすることですけれども、文書というのはメールとかも含んだ意味なんですか。ここを確認したかったんですけれども。

○事務局 事務局でございます。ありがとうございます。こちらは、個人の方へのメール、個人へのアプローチという意味でのメール等はしておらず、個人の方へはいわゆるお手紙、納付のお願い状というような形になってございます。ただ、年金機構のほうでは、年金ネットですとか、マイナンバーを活用した取組を行っておりまして、そこで広く納付のお願いですとか、そういったものはツイッター等も含めて行っているところでございます。

○関野委員 470万人の滞納者の方がいらっしゃるというんですけれども、このうち若者というのは結構いるものなんでしょうか。さっきのお話だと、年金受給のほうだから、あまりいないのかなと考えたんですけれども。もし若者が多いとなると、郵便と電話だけではほぼ連絡はつかないと思うんですけれども、そういう議論というのはなかったんでしょうか。

○事務局 事務局でございます。小委員会においてはそういった議論のほうはなかったものと考えておりますけれども、関野委員の御指摘のとおり、未納者の中には若年の方もやはり多く存在しております。督促業務においては、いわゆる先ほどより免除獲得というものを説明させていただいておりますけれども、その中には若年者の方の納付猶予ですとか、学生の納付督促、こういったものを案内するものもございます。

お手紙の中にそういった申請書を入れてお送りをしていることもございます。ただ、御指摘のとおり、学校に行っている場合ですとか、昼、連絡がつかないということになると、

お見込みのとおり、なかなか接触がとれないというところもございまして、こちらは機構のほうでいろいろ検討をしているところだと考えております。

○関野委員 この要項はこれでよろしいと思いますけれども、今後続けるというのならば、やはりスマホと、コンビニと、カプセルホテルというのは、若者のワンパックなので、我々のように新聞を読んだり、テレビを見たりすることはない人が多いということを入れて、今後検討していただけたらと思っております。

以上です。

○浅羽委員長 ほかに御意見、いかがでしょうか。先ほどの前田委員の経費の議論ですけれども、小委員会の場で機構が発言したということは、公開の場でもございまして、一定の重みはあるものというふうには、私どもは考えております。もちろん、状況が変化し、向こうがその状況に応じて変えるといったようなことを、将来的に全て否定するというものではないと思いますが、少なくとも私たちの感覚といたしましては、公開の場でもある小委の場でされた発言というのは結構重たいものだ、責任のあるものだというふうには認識しております。

無論、将来、5年、10年先を読み解くというのは本当に大変なことだと思いますので、そこまで担保できるかという、私どもとしても自信を持って答えられるところではございませんが、やはり一定の責任を持って発言されているということで、私どもとしては理解すべきかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○前田委員 そこまでお答えされているのだったら、僕はいいと思うんですけども、要するに官がやっていることをどこまで民間に任せるべきかとか、民間に任せる場合に、本当に何でもかんでも入札でたくさんの業者が来なくてはいけないのかと、決める必要はないと思うんです。

だから、私自身は現時点では経費が増えない形で、官である機構がやられるということであれば、それを信じるしかないと思いますけれども、1つ、どういうことを民間にやっていただくかということを考える際の、これが何年か後かに議論される際の1つのいい事例ではないかなと感じたものですから、ちょっと発言をさせていただいたということでありまして。

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見等、ございますか。それでは、ここまでとさせていただきます。

公共サービス改革法第14条第5項の規定により、付議されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。皆様、御異存ないでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。

それでは、議事次第3の評価（案）について御審議をいただきたいと思っております。評価（案）につきましては、事業主体からの実施状況報告に基づき、総務省が評価（案）を作成し、



入札監理小委員会で審議を行いました。小委員会Aの1件、財務省／「西ヶ原研修合同庁舎」の管理・運營業務について、事務局より御説明をお願いします。

○長瀬参事官 それでは、説明をさせていただきます。資料の2を御覧ください。まず、ローマ数字Iの事業の概要、選定の経緯というところを書いてございますが、この業務の対象となる施設は、財務省など3つの機関の研修の施設を集約して新設された施設でございます。平成29年度、この施設それ自体の運用開始と同時に市場化テストの対象とされたという経緯のものでございます。

この業務、今申しました29年度からの前の事業期間でございますが、第1期においても、競争性の確保、事業の質などの面では良好な状況にあると整理がされたものでありますけれども、今申しましたとおり、新設された施設の新規の業務でございますので、市場化テストの中で実施経費が効率化されたかという経費の面の評価に関しましては、従前の業務との比較検証というのは困難でありましたので、引き続き令和2年度からの2期目の市場化テストに取り組んだという経緯があるものでございます。

そして、その上で、今回改めて2期目の実施状況について評価を行うというものでございます。その内容でございます。まず、入札の状況、今のローマ数字のIのところを書いてございますが、今期におきまして複数の事業者の応札があるなど、競争性は確保された状況でございます。その上で確保されるべき質などの面につきましても、これは2ページ以下で書いてございますけれども、前の第1期に引き続いて、各項目とも所要の水準が達成できているという状況でございました。

その上で、今回の実施経費、これは5ページの中ほどに書いてございますけれども、前の第1期と比較してマイナス11%の削減を達成しているという状況にございました。

以上の結果といたしまして、今回の評価の結論といたしましては、終了プロセスに移行することが適当であるというのが今回の評価案の内容でございます。

事務局からは以上でございます。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。ただいま説明がありました内容につきまして、御意見・御質問のある委員は発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議あり」の声なし)

○浅羽委員長 それでは、評価(案)につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。

それでは、議事次第4の企画小委員会における審議の状況について、御審議をいただきたいと思います。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○長瀬参事官 資料3を御覧ください。この企画小委員会でございますが、ここでは様々な環境の変化を踏まえた国・地方を通じた公共サービスの在り方について御審議をいただくため、従前にございました小委員会、ワーキンググループを統合して今期から新しく設けられたものでございます。

昨年度、今年の3月までの間は、地方における公共サービスの問題を中心に計3回の審議を行っていただきました。経過についてはこの資料に書いてございますが、まず昨年11月に第1回会合を開催いたしました。資料の記載順と前後して(1)②の部分であります。最初の会合では、地方公共団体、とりわけ基礎的自治体である市町村が公共サービスを進める上で、どのような環境、あるいは課題があるのかなどにつきまして、この資料の後ろにつけてございます参考資料の内容について、事務局から説明の上で、今後の取組の在り方、方向性などについて意見交換をいただきました。

併せて、この小委員会では、今後の取組に当たり参考となる動向、あるいは踏まえておくべき関係省庁などの動向につきましてヒアリングを行いました。こうした機会といたしまして、第1回の会合では自治体のDX化、今年の2月の第2回会合では、地域の様々な公共サービスに関して郵便局が担っていこうとしている取組、特に行財政基盤が弱いような自治体・地域も含めて必要な公共サービスが実施できるようにということで進められている奈良県の取組についての説明の聴取と意見交換を行っていただきました。

そして、3月に第3回会合がございまして、その場では総務省が毎年度実施しております委託調査の結果について、報告をさせていただきました。

この資料の2ページの①から③がその調査結果の内容でございます。各委員からは様々な視点で御意見や指摘をいただきまして、この調査の最終的なアウトプットの整理において反映をさせていただくことができました。

今申しました経過の中でいただいた様々な御意見などにつきましては、改めて総務省においても咀嚼した上で、今後の取組の検討、具体化に当たってもぜひ反映させていただければと考えております。令和4年度の予定は未定でございますが、引き続き有意義なテーマでヒアリング、あるいは審議、意見交換の場としていただけるように、主査の先生方と進め方を今後相談してまいりたいと考えております。

事務局から以上でございます。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。ただいま説明がありました内容につきまして、古尾谷主査、補足があればお願いいたします。

○古尾谷委員 ありがとうございます。第1回、第2回、第3回を通じて様々な形で、特に関心がありましたのは郵便局の地域への連携協力ということについて、自治体の担い手不足が叫ばれる中で、郵便局が地方において非常に貴重な役割を果たしつつあるということ。

一方で、簡保とか、様々な営業もやっているわけですから、そうしたこととの兼ね合いと議論がありました。私としては、これまで様々な形で、窓口委託も含めていろいろな御努力をいただき、また、調査結果は委託状況の報告もありましたけれども、やはり基礎的自治体については、自治体のそれぞれの規模や、あるいは地方部と都市部など、地域特性に応じてそれぞれの自治体を選択可能となるような制度をどのように示していくのか。

1つの窓口業務だけで進むのではなくて、これからDXの進む中で、どのように地方公

務員も減っていくわけですから、あるいは国家公務員は減っていくわけなので、そうした中で、自治体の規模に応じた選択ができるような道を地方公共サービスとして提示していくことが必要だと思っています。

今後とも、ベストプラクティスはいろいろ出てくると思いますので、また、会議の中でもありましたけれども、やはり失敗した事例もあるわけなんです。やってみただけでもということがありますので、そうした事例も咀嚼しながら、国・地方を通じてよりよいこれからの地方公共サービスの検討につなげていきたいと思っています。ヒアリング等、長瀬参事官を含めて御苦労さまでございました。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。委員の方々から、御意見や御質問等ございますでしょうか。

それでは、私から1点だけちょっと教えていただきたいんですが、奈良モデルについて、この中の特に検討経緯、どうしてこれが始まったのか。つくられてみると、こういうのはいいなというようなことはすごくあると思うのですけれども、誰が旗を振って、どうしてこういう形が出来上がったのかといったようなことを御教示いただきたいんですけれども。ヒアリングの結果、いかがだったでしょうか。

○長瀬参事官 事務局からでございます。こうした検討の経緯や動機としては、先ほども少し申し上げましたが、奈良県では小規模な市町村も多く、その背景としては、県からのお話では、なかなか合併が進まなかったということもあるようでございます。単独で公共サービスを、必要なものをそれぞれの地域でやっていくということは難しいという問題意識を強くお持ちであることから、知事が先頭になって取組を進められているものであると伺っております。その上で、実際の取組の中でも、県が主導して、あるいは市町村の取組を補完しながら、足らざるところを補い合いながら、必要なサービスを提供していこうということで、まだ現在進行形ということで、様々な取組を模索されていると伺っております。

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。ほかに御意見や御質問等、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。本件に関しましては、今年度まだ予定は未定だということでもありますけれども、今後も積極的にいろいろとやっていただけるということですので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事次第5の「公共サービス改革基本方針（原案）」について、御審議をいただきたいと思います。それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○渡部事務局長 公共サービス改革基本方針は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第7条第2項に基づきまして、公共サービスの改革に関する基本的な姿勢と実行計画を定めたものでございます。これを毎年度見直しまして、本委員会の議を経た上で閣議決定を行ってございます。平成18年から改定を重ねておりまして、本年で第19次の改定となります。本年も7月を目途に閣議決定を行うべく、本日はその原案について御

審議をお願いするものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響や人手不足状況の深刻化等の事業を取り巻く環境変化への対応ですとか、新たに法に基づく民間競争入札の対象事業として、計11事業を抽出するなどとしているものでございます。詳細につきましては、参事官から説明させていただきます。

○長瀬参事官 引き続き事務局より御説明させていただきます。資料4-2を御覧いただければと思います。本年度の基本方針の改定の原案でございますが、去年からの変更箇所を中心に説明させていただければと思います。

まず、本文の変更箇所でございます。まず資料4-2の3ページの4から9行目の記述でございます。今、事務局長が申しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などについて触れた記述でございます。このコロナの影響については、昨年度においても、この見え消しになっている部分で言いますと2ページの中ほどのところに記述がございましたが、今年度の改定におきましては、こうした事象をイレギュラーな、あるいは突発的な事態だと捉えるよりも、むしろニューノーマルとしてのもの、ポストコロナの中で、今後も継続的にそういう課題があるというものなのだとということ、継続的な事業環境なのだという趣旨をより明確にさせていただく内容で記述をいたしました。

また、今申しました環境の変化というのは、なにも感染症の影響だけではございません。特に触れなければいけない今の時代の話といたしまして、人手不足の進展ということに言及をさせていただいています。その上で、今申しましたような環境変化への対応といたしまして、新しい技術の活用とか、新しいワークスタイルへの対応、こうしたことが有用ではないか、そして、公共サービスの実施に当たっても取り入れていくべきではないかという旨の記述とさせていただいております。それが1つでございます。

もう一つ、本文の中での主な変更箇所は、資料4-2の5ページの末尾から次のページにかけての記述でございます。(3)本年度の事業選定の方針という項目でございます。今年度のこの部分の記述におきましては、個々の事業について進めていただいている実際の審議の中で各省庁などに対して求めてきている、要請している様々な対応というものを、ある意味、最大公約数というような内容で①から⑤の項目で再整理をさせていただいている記述となっております。

こうした記述とした趣旨、狙いといたしましては、市場化テストという取組の中で、実際に取り組んでもらう代表的、共通的な課題・論点をできるだけ分かりやすく表現しようということでございます。それによって、総務省と事業を持っているそれぞれの省庁とが、これまで以上にできるだけ目線をそろえて、前向きな検討、調整をしていけるようにということでございます。それぞれの項目の中では、どのようなことに対応してもらう、あるいは改善してもらうと、それによってどんな効果、意義が期待できるのかというスタイルでそれぞれの項目を記述させていただいております。

本文の部分でございますが、その他にも幾つか変更がございます。市場化テストの取組

全体を分かりやすく、読みやすく、この基本方針の中で理解していただけるようにという観点から、幾つかの箇所についての記述の順番の変更、表現の簡略化などをさせていただいております。

以上が、本文についての昨年度からの変更点でございます。

その上で、毎年度、この基本方針の改定で、もう一つ大きい話としてございますのが、別表の改正でございます。今日の御覧いただいている原案の中では形となったものとしてお示しができていないのですけれども、この別表というのは、一言で言えば、市場化テストの対象事業を一覧的に整理したというものでございます。

今年度の改定に当たりましては、まず新しい事業、これは去年の12月の本委員会の場でも報告させていただきました11の事業、これらを新たに記載するということとなります。

もう一つ、この別表について大きく変更するのは、継続中の事業の扱いでございます。先ほどの議題の事業評価の中でもありましたけれども、良好な実施状況にあると評価された事業は、市場化テストを終了する運びとなりますので、そういった評価の整理に応じて別表から削るなどの改定を行うことといたします。

ただ、評価は今まさにこの委員会、小委員会で順次御審議をいただいている最中でございますので、その審議の結果も踏まえた上で、今後形として整理していきたいという運びでございます。

以上が、今年の基本方針の改定の原案として整理させていただいている内容でございます。今日、この本文について御審議いただいた後には、本文と別表を含めた内容で、改定案全体について改めて関係省庁との間でも確認、協議を進めて形にしまして、この本委員会の場でも改めて御報告をし、議了をいただいた上で、夏に閣議決定を行うべくこれから進めていきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。ただいまいただきました説明につきまして、御意見や質問等がございます委員の方は、適宜御発言をお願いします。

前田委員、お願いします。

○前田委員 どうも説明、ありがとうございました。御説明はよく分かったのですが、実は、多分一番重要そうなのは5から6ページにかけての①から⑤、これは最近のいろいろな環境変化を踏まえて修正されたということなのですが、その下に、これまで①から⑥があって、細かく比べればいいのですが、ちょっと分からないところもありますので、特にどこを変えられたというところをちょっと御説明いただければと思います。

○長瀬参事官 説明が分かりにくくて失礼いたしました。従前の①を、新しい①にしたと、そういう思考ではございませんで、①以下の各項目全体を再整理をしたということでございます。一言言えば、先ほど申し上げたことの繰り返して恐縮でございますが、市場化テストの中では、個々の事業について、様々な角度から、様々な切り口から御指摘をいただ

いておりますので、そうした様々な指摘のパターンというものを、実際進めていただいている審議から振り返って、改めて①から⑤として再整理をさせていただきました。

⑤は、ある意味、バスケットクローズ的なものでございますけれども、①から④というのは、個々の事業についてそれなりに多く御指摘などいただいている話でございます、①が主に競争性ということで、一者応札になっているような状況の改善のためにという話でございます。②が、創意工夫が発揮できるような入札方式として、総合評価落札方式、これは経費の面だけではなくて、質の評価もできるようにとの話。③が、事業の入札の土俵の設定のような話でございます。入札の単位とか、あるいは年度の単位とか、そうした競争の土俵の設定の仕方についてももう少し改善の余地、工夫、見直しができるのではないかと話です。④が、個々の要件やスペックの緩和、ないしは明確化という話でございます。よくある論点としては、入札参加資格の緩和とか、あるいは最近多く御指摘いただいているのが、常駐要件をもう少し柔軟にして、リモートでもできるように等々というようなものが代表例かと思えます。

そうした様々御指摘をいただいている代表例をできるだけ分かりやすく再整理させていただいたという趣旨の内容でございます。

○前田委員 ありがとうございます。では、別にもともと1と1が対応するとは思っていなかったんですけれども、抜本的に変えられたと、こういうことでよろしいんですね。

○長瀬参事官 書きぶりとしては、かなり見栄えは変わってございます。

○前田委員 この①から④というのは、この場でもよく議論されていることですね。それを整理して書かれたと。

○長瀬参事官 それを前提に整理をさせていただきました。

○前田委員 ありがとうございます。

○浅羽委員長 ほかに御意見・御質問等ございますか。

古尾谷委員、お願いします。

○古尾谷委員 5ページのところに、本年度の事業選定の方針というのがございまして、基本的にこれでよろしいのかと思うのですが、最近、様々なあれでちょっと心配しているという状況があります。特に、我々、地方公共団体は歩掛とか、建設物価とか、そういうのを参照していますけれども、例えば都道府県と指定管理者制度を導入しているところは、1月になって、前年度から翌年度の切替えのときには、業者等への説明会を実施しておりますけれども、非常に今までの価格ではできないということを言われております。

ここの中にも、地方公共サービスの大きな観点は、私ども地方自治体は行政改革の一環として、最初はN T Tの無利子融資から始まって、民間事業者の参入、あるいは公物の管理等への民間事業者を導入するという方向。その1点は、知事等からよく聞かれたのは、経費はどのくらい落ちるんですか、入札ですよということ、我々は、必ずしも入札ではありませんと、地方公共サービスの質を維持するためにやっていくんですと。

ただ、担い手とか、そういうことの中に民間の方々を入れていくということで、新しい公共をつくっていくんですという説明をしてまいりました。今のこういう物価の上昇とか、そういうことでは、恐らく経費の削減はとてでもないけれども見込めないと思います。それでなければ、受注者は恐らく落札しない、不落、あるいは不調という結果に陥らざるを得ないと思います。そうした点を考えると、一定程度、自治体の中には既に予算的にある程度バッファを増やしているところもございますので、基本的には大きな方針は変わらないと思います。

あまり経費の削減に行きますと、せっかく進んだ公共サービスが、やはりまた、自分たちでやらざるを得ないということにもなりかねませんので、そうした点については、財務省やその他予算との関わりもあると思いますので、大きな点は、国民に対して公共サービスの質を維持するということにある。その中で、地方公共サービスの中に民間事業者を参入していく、そうした面での大きな考え方を維持しないと、方々でそういった事態が生じかねないという危惧を持っておりますので、よろしく願いをいたします。

○渡部事務局長 御指摘ありがとうございます。御指摘いただきました点につきましては、事務局内でも最も懸念している点でございます。例えば、その認識について、資料4-2の基本方針原案では、3ページ2段落目で、「人手不足等の深刻化等、事業環境は大きく変化し、公共サービスの実施が困難な状況もある」としており、それに対して、「新技術の活用、働き方の変化への対応等の内容を適切に実施要項に盛り込むなど、円滑かつ効果的に公共サービスを実施することが重要」との考え方を例示しておるところでもございます。

○浅羽委員長 ほかにいかがでしょうか。

小尾委員、お願いいたします。

○小尾委員 御質問ありがとうございます。今の御意見にも関係するんですが、今年度の事業選定の方針という意味ではいいかなとは思いますが、最終的にこれ、選ばれて出てきた審議をした事業について、経費の削減が実際に行われていないと、卒業できていないというような状況についても、今後少し検討していただくと助かるかなというふうに思います。

特に、私たちの小委ではOA案件、情報システムに関係するような審議を主にやっているわけですが、特に最近、人不足もありますし、いわゆる人の単価が非常に上がってきているという状況もあって、全く同じものを入札で落とすというふうにしても、どうしても人件費が上がってくることによって経費が増えてしまうというようなことが想定されています。

小委の中では、自治体の情報システム、そのまま使うということは少ないので、例えばセキュリティを強化するというようなことをして、全体としては規模が大きくなってきているので、予算規模は大きくなっているというような形で、新しく入れたものについて考慮すると、全体の経費が下がっていますというような形で審議をしているわけなんです。その部分についても結構あやふやな状況にもあります。

ですので、そういう意味では経費の削減ということだけ、見込まれるものというふうには書いてあるわけですが、そこにあまり重きを置かず、どちらかというところ、やはり公共サービスの充実というところに重きを置けるような形に、少しずつ移行していただけたらいいのかなというふうに思います。

これは、ほかの先ほどの建設とかもそうなのかもしれないですが、特にOAの場合には顕著に今現れてきている状況ですので、その部分について、今年度はちょっと無理にしても、次年度以降反映させたような形で方針を立てていただけると助かるかなというふうに思います。よろしくお願いします。

○長瀬参事官 ありがとうございます。先生、おっしゃった点、まさにそのとおりかと思っておりますので、今年度も基本方針を踏まえた上で、順次、選定作業を進めていきますので、その際の重要視すべき視点としてどのような整理ができるのか、よく考えていきたいと思っております。

あとは、先生もおっしゃいましたが、個々の事業についての、実施要項や評価の審議に当たっても、きちんと客観的な材料を基に御審議いただけるような形で整理していきたいと思っております。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。先ほどのお話にもありましたとおり、公共サービス改革基本方針につきまして、来る6月の官民競争入札等監理委員会において、委員会として議了したいと思います。事務局におきましては、引き続き作業を進めていただきたいと思います。本日の意見等も踏まえまして、引き続き作業を進めてください。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

これで本日の監理委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —